

茨城県規則第 号

茨城県都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 2 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

茨城県都市計画法施行細則（昭和 45 年茨城県規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「又は」を「(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く。) 又は」に改め、「開発行為（」の次に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を加える。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要する場合には、第 1 項の設計説明書には、前項に掲げる図書のほか、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要（様式第 3 号の 2）を添付しなければならない。様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号の2 (第4条第3項)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要

1	工事主の住所及び氏名					
2	設計者の住所及び氏名					
3	工事施行者の住所及び氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度:      度      分      秒, 経度:      度      分      秒)				
5	土地の面積	m <sup>2</sup>				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	ア 盛土又は切土の高さ	m				
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	m <sup>2</sup>				
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土				m <sup>3</sup>
		切土				m <sup>3</sup>
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
				m	m	
	カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
				c m	m	
	キ 崖面の保護の方法					
ク 崖面以外の地表面の保護の方法						
ケ 工事中の危害防止のための措置						
コ その他の措置						
サ 工事着手予定年月日	年    月    日					

	シ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ス 工 程 の 概 要	
11	そ の 他 必 要 な 事 項	

- 備考
- 1 1 欄の工事主，2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは，氏名は，当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
  - 2 1 欄の工事主が法人であるときは，工事主住所氏名のほか，当該法人の役員住所氏名を記入すること。
  - 3 2 欄は，資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には，氏名の横に○印を付すこと。
  - 4 3 欄は，未定のときは工事着手までに届け出ること。
  - 5 4 欄は，代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し，小数点以下1 位まで記入すること。
  - 6 8 欄は，該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。
  - 7 9 欄は，溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する主務省令で定める土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
  - 8 11欄は，宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可，認可等を要する場合においてのみ，その許可，認可等の手続の状況を記入すること。

様式第 12 号中「電話（ ）」を削り、同様式備考第 1 項中「90 センチメートル」を「50 センチメートル」に、「130 センチメートル」を「60 センチメートル」に改める。

様式第 19 号中

「

建築制限解除	年	月	日
--------	---	---	---

を

」

「

建築制限解除	年	月	日
宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可 有・無			

に改める。

」

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。